

自分で育てる、自分の年金

iDeCo

【イデコ】

（個人型確定拠出年金）

老後のために、**いま、できる、こと。**イデコ

\ iDeCoは3つの税制優遇 /

掛金が
**全額
所得控除**

運用益も
**非課税で
再投資**

受け取る時も
**大きな
控除**



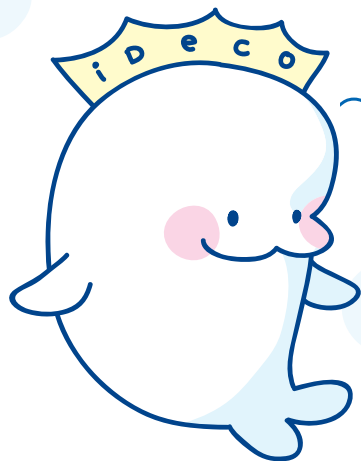
国民年金基金連合会



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare



iDeCoとは?

iDeCoは、自分で決めた掛金額を積み立てながら、その掛金を自分で運用していくことで、将来に向けた資産形成を進めていける年金制度です。積み立てた年金資産は原則60歳から受け取ることができます。

※加入者等がお亡くなりになった場合、ご遺族に死亡一時金が支給されます。

①自分で拠出

自分で決めた掛金額を拠出して積み立てていきます。

②自分で運用

自分で選んだ運用商品（定期預金、保険商品、投資信託等）で掛金を運用し、老後の資金を準備します。

③年金資産の受取

受取額は、拠出した掛金の合計額や、運用成績によって、一人ひとり異なります。



iDeCoの加入区分

加入区分	加入対象となる方	加入対象とならない方
国民年金の 第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者と その家族、フリーランス、学生など	■ 農業者年金の被保険者 ■ 国民年金の保険料納付を免除(一部免除を含む)されている方(ただし、障害基礎年金を受給されている方等は加入できます)
国民年金の 第2号被保険者	厚生年金の被保険者(会社員、公務員)*	■ お勤め先で加入している企業型確定拠出年金の事業主掛金が拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない方 ■ マッチング拠出(加入者も掛金を任意で拠出)を導入している企業型確定拠出年金の加入者の方で、マッチング拠出を選択した方
国民年金の 第3号被保険者	厚生年金の被保険者に扶養されている 20歳以上60歳未満の配偶者	—
国民年金の 任意加入 被保険者	国民年金に任意で加入した方 ● 60歳以上65歳未満で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない方 ● 20歳以上65歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない方	—

*65歳以上の厚生年金被保険者で加入期間が120月以上ある方は国民年金の第2号被保険者とはなりません。

右記の方は
加入できません。

※iDeCoの老齢給付金を受給(一括受け取りを含む)している/したことがある。
(企業型確定拠出年金の老齢給付金を受給している/したことがある方はiDeCoに加入できます。)
※老齢基礎年金の受給権がある。
※特別支給の老齢厚生年金を繰り上げ受給している。



iDeCoなら、転職・退職時も安心!

例えば、結婚して会社員から専業主婦(夫)になったり、転職して自営業に変わった場合でも、引き続き「iDeCo」の加入者として掛金を拠出し、資産を運用することができます。



注意事項

加入時・加入後には手数料がかかります

①国民年金基金連合会の手数料

iDeCoの実施機関である国民年金基金連合会がその事務費に充てるため、個人型年金規約に基づき、以下の手数料をご負担いただいています。

加入・移換時手数料(初回1回のみ):2,829円…加入者となる方や企業型確定拠出年金等から資産を移換する方(加入者または運用指図者となる方)について、加入時または移換時に手数料として2,829円をご負担いただきます。加入者の方については、初回の掛金または企業型確定拠出年金から移換された資産から、企業型確定拠出年金から資産を移して運用指図者となる方については、移換された資産からそれぞれ差し引きます。

掛金収納時手数料(収納の都度):105円…掛金の収納の都度、掛金から105円をご負担いただきます。

還付手数料(その都度):1,048円…国民年金の未納月が判明した場合等、当該月のiDeCoの掛金を加入者にお返し(還付)する必要がある場合、手数料として還付金から1,048円を差し引きます。

iDeCo年金資産のお受け取り

60歳になるまでは、原則として受給できません

iDeCoでは60歳になるまで原則として積み立てた年金資産を引き出すことができません。確定拠出年金の通算加入者等期間が10年以上あれば、60歳から75歳までの間に年金受給の請求ができます。しかし、通算加入者等期間が短くなると、年金受給の開始時期が遅くなります。なお、障害給付金、死亡一時金は60歳前でも受給できます。受給については4ページをご覧ください。

②運営管理機関(金融機関等)等の手数料

加入者や運用指図者の方に対して、iDeCoの運営上、必要となるサービスを提供している金融機関等(「運営管理機関」といいます)は、その対価として手数料を設定しています。運営管理機関のサービスや手数料の内容・水準等は、運営管理機関によって異なりますので、各運営管理機関の特色を加味した上でご確認ください。また、事務委託先金融機関(信託銀行)の手数料(iDeCoの資産を管理する信託銀行の管理手数料)が別途かかります。

③運用商品の手数料

運用商品によっては、投資信託の信託報酬等、手数料がかかる場合があります。手数料は運用商品によって異なります。詳しくは、各運営管理機関にお問い合わせください。

給付額は運用成績により変動します

確定拠出年金は、将来の受取額があらかじめ確定しているものではありません。資産の運用はご自身の責任で行われ、受取額は運用成績により変動します。また、運用商品の中には、元本が確保されていないものもありますので、商品の特徴をよく理解した上で運用商品をお選びください。

掛金について



掛金とは、積み立てる金額のこと。月々5,000円から、1,000円単位で自分で決めることができます。

積み立てた年金資産は基本的に60歳になるまでは引き出せないため、自分が無理なく積み立てていける金額をよく考えて決める必要があります。※

掛金の限度額は、公的年金の加入区分や企業年金の加入等により、異なります。

※掛金額は、年1回見直しができます(所定の手続きが必要です)。

※掛金の拠出を止めることはいつでもできます(所定の手続きが必要です)。

掛金の「月別指定(年単位)拠出」について

iDeCoの掛金は、毎月同じ金額を拠出(積み立て)する以外に、掛金の拠出を1年の単位で考え、年1回以上、任意に決めた月にまとめて拠出(月別指定(年単位)拠出)することも可能です。

※「月別指定(年単位)拠出」の取扱いには、詳細なルールがあります。詳しくは各運営管理機関にお問い合わせください。

※企業型年金等にも加入する方(公務員の方を含む)は、月別指定(年単位)拠出を利用いただけません。

運営管理機関の選び方

銀行や証券会社など、さまざまな運営管理機関がiDeCoを取り扱っていますが、選ぶことができるのは1社のみ。次のポイントに気を付けて、よく比較検討しましょう。

運営管理機関を選ぶ 3つのポイント

1 運用商品

運営管理機関ごとに、運用商品ラインナップは異なります。ご自身で運用したい運用商品があるかどうか、それぞれのメリットを比較しましょう。

2 サービス

ホームページやコールセンター、書類のわかりやすさも大切です。掛金額や運用商品を選ぶ際に、説明や案内の方法が自分に合っているかどうか確認しましょう。

3 手数料

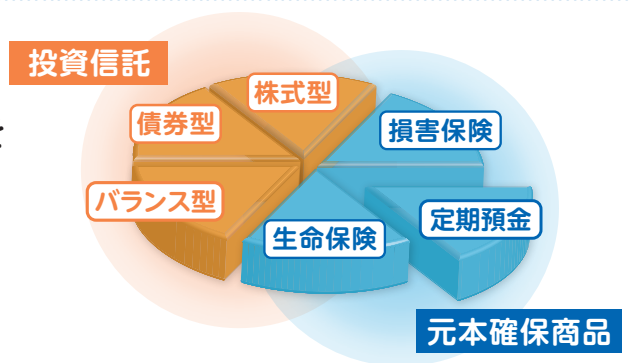
開設した口座にかかる毎月の管理手数料も、運営管理機関によって異なります。サービス内容と併せて検討しましょう。

運用商品の種類と配分

ご自身のニーズに合わせて
運用する商品の配分や組み合わせ等を
決めることができます。

受取額は運用成績によって変わります。
リスクを十分考慮した上で配分を決定しましょう。

※後から運用商品や配分を変更することもできます。



年金資産の受け取り方

iDeCoで積み立てた年金資産の受け取り方は、次の3通りから選ぶことができます。
受け取り可能な年齢は、原則60歳からです。

方法

1

定期的に受け取る(年金)

5年から20年の間で期間を設定し、年金として定期的に受け取ることができます。

※運営管理機関によっては、終身年金として受け取れる商品もあります。

方法

2

一括で受け取る(一時金)

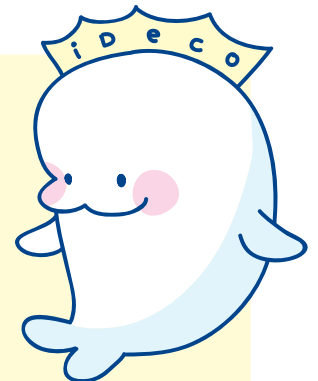
75歳になるまでの間に、一時金として一括で受け取ることができます。

方法

3

①と②を組み合わせで受け取る

運営管理機関によっては、年金と一時金を組み合わせで受け取る方法を選ぶところもあります。ご希望の場合は、加入前に確認してみましょう。



！ 受け取り年齢の注意点

60歳から年金資産を受け取るには、60歳になるまでにiDeCoに加入していた期間等(確定拠出年金の通算加入者等期間)が10年以上、必要です。通算加入者等期間が10年に満たない場合は、受給開始が可能となる年齢が繰り下げられます。

※60歳以上で初めてiDeCoに加入した方は、通算加入者等期間を有していなくても加入から5年を経過した日から受給できます。

※75歳に到達する前に傷病によって一定以上の障害状態になった加入者等が、傷病が続いた状態で一定期間(1年6ヵ月)を経過した場合には、障害給付金を受給できます。

※加入者等がお亡くなりになった場合、ご遺族に死亡一時金が支給されます。

75歳までの間で自身で選択

受給開始可能な年齢	通算加入者等期間に応じた	10年以上	→ 60歳
		8年以上10年未満	→ 61歳
		6年以上8年未満	→ 62歳
		4年以上6年未満	→ 63歳
		2年以上4年未満	→ 64歳
		1月以上2年未満	→ 65歳

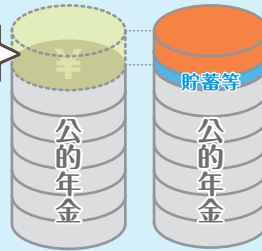
iDeCo を選ぶメリット

[イデコ]

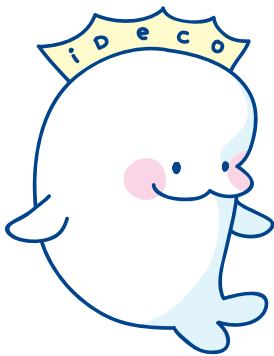
私たちの「老後」は20年以上！
長期化する老後を豊かに過ごすためには
今から備えを始めることが大切です。



豊かな老後に
必要な資金



iDeCo
公的年金にプラスできる
「もうひとつの年金」を！



iDeCo 3つの税制優遇

通常、金融商品などを運用すると、掛金や運用益に税金がかかりますが、iDeCoは老後の資産形成を目的とした年金制度であるため、税制優遇措置が講じられています。

掛金が
**全額
所得控除**

税が軽減
されます



iDeCo
非加入



iDeCo
加入



例えば、掛金が毎月1万円で、所得税(20%)・住民税(10%)の
税率の場合、年間36,000円、税が軽減されます。

運用益も 非課税 で再投資

iDeCoで運用

運用益は非課税で再投資



課税

iDeCo以外で運用 運用益に税金がかかる

通常、金融商品の運用益には税金（源泉分離課税20.315%）がかかりますが、iDeCoなら非課税*で再投資されます。

*運用資産には、別途、特別法人税が課されますが、現在、課税が停止されています。

受け取る時も 大きな 控除

公的年金等
控除

退職所得
控除

定期的に受け取り(年金)

一括で受け取り(一時金)

年金で受け取る場合には「公的年金等控除」、一時金で受け取る場合には「退職所得控除」が設けられています。



＼ 老後のために加入を検討しよう! ／

iDeCo加入申込までの流れ

1

運営管理機関のWebサイトや コールセンターへの相談で情報収集

興味のある運営管理機関に問い合わせてみましょう。
一部の運営管理機関では窓口でも相談できます。



2

運営管理機関を選んで、申込用紙などを入手 運営管理機関によってはインターネットでの申込も可能

運営管理機関を選ぶポイント(P3参照)を考慮しながら、
自分に合った運営管理機関を選びましょう。



3

掛金を決める

iDeCo公式サイトなどを参考に、自分の掛金限度額を調べてみましょう。
限度額の範囲内で、無理のない金額を設定することが大切です。



4

運用商品を選ぶ

商品の特性やリスクを十分に理解した上で、自分に合った運用商品を選びましょう。後から運用商品を変更することもできます。



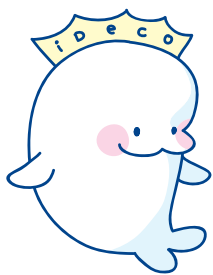
5

加入を申し込む

運営管理機関から送付された申込用紙に記入し、必要書類とともに提出しましょう。
※運営管理機関によってはインターネットでの申込ができます。



さらに詳しく知りたい方は、こちらもチェックしてデコ!



iDeCo公式サイト

www.ideco-koushiki.jp

イデコ公式

検索



制度についてのお問い合わせはイデコダイヤルへ



ナビダイヤル®

0570-086-105

050で始まる電話でおかけになる場合は03-6731-9898

受付時間 平日 9:00~17:00

(土・日・祝日、年末年始(12/29~1/3)は
ご利用いただけません)

※ご加入のお申し込みはできません。お申し込みは運営管理機関へ。

※このナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも1分10円の通話料金がかかります。

また、携帯電話からおかけになる場合は、全国どこからでも20秒10円の通話料金がかかります。

※03-6731-9898におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

本パンフレットは、どなたでも複製・転載していただけます。

ただし、本パンフレットの内容(図画・文章・データ等を含む全て)の修正・加工・改変はご遠慮ください。

2024年12月現在